公安委員会説明資料No. 1	飲食店営業者（深夜における酒類提供飲食店）に対する聴聞の実施について	令和７年10月23日 生活安全部

議題事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）第34条第２項の規定による営業の停止に該当する飲食店営業者に対して、次のとおり聴聞を行う。

1　聴聞の日時

令和７年11月17日（月）午後１時

2　聴聞の場所

香川県警察本部　聴聞室

3　聴聞の主宰者

香川県警察本部生活安全部　生活安全企画課長

4　聴聞を受ける者（不利益処分の名宛人）

住所	香川県高松市
氏名	甲女
営業の種別	深夜における酒類提供飲食店営業
営業所所在地	香川県高松市

5　事案の概要

(1)　不利益処分の原因となる事実

甲女は、高松市内に所在する飲食店の経営者として稼働している者であるが、同店店長の男性とホステスの女性と共謀の上、香川県公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、令和７年８月27日午前２時50分頃、同店において、ボックス席等の設備を設け、遊客１名に対し、当該ホステスの女性をして酒類等を提供させるとともに、客席に同席させて談笑の相手方をさせるなどの接待をして遊興及び飲食をさせ、もって無許可で設備を設けて客の接待をして客に遊興及び飲食させる営業を営んだものである。

※　令和７年８月27日　風営適正化法違反（無許可風俗営業）につき通常逮捕
　　令和７年９月17日　風営適正化法違反（客引き禁止違反）につき再逮捕

(2)　適用法条

風営適正化法違反（無許可風俗営業）
同法律第49条第１号
同法律第２条第１項第１号
同法律第３条第１項
刑法第60条

6　処分の根拠

飲食店営業の営業停止
風営適正化法　第34条第２項（指示等）
　　　　　　　第41条第１項（聴聞の特例）

公安委員会 説明資料No. 2	警察官の特別派遣について	令和７年10月23日 警備部

議題事項

三重県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣するもの

１　派遣目的

第44回全国豊かな海づくり大会における行幸啓警衛のため

２　派遣者

警察官

３　援助要求

警察法第60条第１項の規定により、三重県公安委員会から援助の要求があったもの

公安委員会 説明資料 No.3	９月県議会定例会の開催状況について	令和７年10月23日 警務部

報告事項

９月県議会定例会において、代表質問では「県民の安全・安心の確保に向けた取組」等について、総務委員会では「多文化共生社会に向けた取組」等について、一般質問では「若者の大麻乱用防止への取組」等について、それぞれ質疑答弁が行われた。

1　会期

令和７年９月19日（金）から同年10月14日（火）までの26日間

2　代表質問（９月24日）

自民県政会	新田議員	県民の安全・安心の確保に向けた取組
国民民主	金藤議員	警察官の人材確保と育成

3　総務委員会（９月25日）

立　憲	富野委員	多文化共生社会に向けた取組
国民民主	金藤委員	警察官の暑熱対策

4　一般質問（10月８・９日）

自民県政会	友枝議員	産業廃棄物の不法投棄に対する対応
立　憲	森 議員	自転車の交通安全対策
自民県政会	山根議員	若者の大麻乱用防止への取組
みらい	宮岡議員	自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入に伴う周知、取締り

5　公安委員会関係議案の採決状況

公安委員会関係議案については、「香川県公安委員会委員の任命同意について」の１議案が上程され、原案どおり可決された。

公安委員会 説明資料 No. 4	活動服着用時のネクタイ着用の省略について	令和７年10月23日 警　務　部

報告事項

活動服着用時にはネクタイの着用を省略可能とすることとし、冬制服着用開始日から運用を開始するもの

1　概要

暑熱対策の一環として「警察官等の服制に関する細則（平成６年警察庁訓令第１号）の一部が改正され、「活動服着用時のネクタイ着用の省略」が可能となったことから、「香川県警察における警察官の服制に関する訓令（昭和49年４月１日警察本部訓令第14号）」に上記細則と同様の規定を新設し、活動服着用時のネクタイ着用の省略を可能とするもの

2　目的

○　働きやすい職場環境の構築

○　受傷事故防止

3　対象となる警察官

活動服を着用して勤務する警察官

＜活動服を着用して従事する主な業務＞

・交番・駐在所で勤務するとき

・交通取締り等の街頭活動に従事するとき

・留置業務に従事するとき　　　等

4　運用開始日

令和７年11月１日

公安委員会 説明資料No.5	令和7年秋の褒章等受章者の決定について	令和7年10月23日 警務部

報告事項

令和7年秋の褒章及び第45回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した。

1　令和7年秋の褒章

藍綬褒章（防犯功績）受章者

野沢　道雄（のざわ　みちお）　73歳

（現）高松北警察署地域安全推進委員協議会副会長

2　第45回危険業務従事者叙勲

	勲等	受章者	年齢
1	瑞宝双光章	上原　總善（うえはら　かずよし）	74
2		岡田　英雄（おかだ　ひでお）	74
3		黒田　良治（くろだ　よしはる）	75
4		齋藤　信廣（さいとう　のぶひろ）	75
5		津島　利夫（つしま　としお）	74
6		三原　悦男（みはら　えつお）	74
7	瑞宝単光章	石原　章功（いしはら　あきのり）	75
8		板倉　繁信（いたくら　しげのぶ）	75
9		岡田　義博（おかだ　よしひろ）	75
10		長井　孝士（ながい　たかし）	75
11		馬場　修一（ばば　しゅういち）	75
12		細川　菊雄（ほそかわ　きくお）	75
13		松本　俊次（まつもと　しゅんじ）	74

3　発令日

令和7年11月3日付け

4　伝達式

(1) 褒章

令和7年11月21日（金）午前10時00分から　グランドアーク半蔵門

(2) 危険業務従事者叙勲

令和7年11月11日（火）午後2時00分から　警察本部6階大会議室

公安委員会 説明資料 No. 6	令和７年９月中の苦情申出の受理・処理状況及び感謝事例について	令和７年10月23日 警務部

報告事項

○　令和７年９月中の苦情申出受理件数 ～ 公安委員会３件、警察５件

○　令和７年の苦情申出総受理件数 ～ 公安委員会11件、警察31件

1 月別苦情申出受理件数

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
公安委員会	件数	0	1	1	1	1	3	0	1	3				11
	前年比	±0	＋1	±0	＋1	＋1	＋3	－2	－3	±0				＋1
警察	件数	0	2	3	5	2	6	4	4	5				31
	前年比	－1	＋1	±0	＋4	－6	＋2	－1	－8	－1				－10

2 苦情内容別受理・処理件数

内容	公安委員会					警察				
	９月		累計			９月		累計		
	受理	処理	受理	処理	調査中	受理	処理	受理	処理	調査中
遺失・拾得届										
窓口・電話対応			1	1 (0)				1	1 (0)	
各種保護										
職務質問・検問								1	2 (2)	1
110番対応・臨場								1	1 (1)	1
各種相談									1 (1)	
少年補導										
被害届等										
告訴・告発										
捜査(逮捕、取調等)	2		4	4 (2)	2	4		15	12 (3)	6
交通指導取締り	1	1	2	2 (1)	1	1		1	1 (1)	1
交通事故処理										
その他			4	3 (1)	2		2	12	11 (2)	3
合計	3	1	11	10 (4)	5	5	2	31	29 (10)	12

（注）上記表中の（　）内の数字は、前年までの受理分で内数

3 主な感謝事例

○ 小学校における登校時の見守り活動　１件

公安委員会 説明資料No. 7	令和７年度第４回公安委員会の交通規制（専決分）の実施について	令和７年10月23日 交通部

報告事項

公安委員会の交通規制（専決分）については、

○　JR 坂出駅周辺の再開発に伴う交通規制の実施

○　生活道路の安全対策（一時停止規制の新設）

等、合計 22 か所（区間）を実施する。

1　交通規制の総括

交通規制の新設・廃止等［合計 22 か所（区間）］

規制種別	新設	変更	廃止	規制種別	新設	変更	廃止
一方通行	1	0	0	最高速度	0	1	2
指定方向外進行禁止	0	0	1	一時停止	1	1	0
横断歩道	1	3	2	自転車横断帯	0	0	5
二段停止線	0	0	3	中央線変移	0	0	1

2　主な交通規制

(1)　JR 坂出駅周辺の再開発に伴う交通規制の実施

・　坂出市 JR 坂出駅南口周辺

(2)　生活道路の安全対策（一時停止規制の新設）

・　丸亀市飯山町